

平成 27 年 9 月 10 日

東京都知事
舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 8 月 5 日付 27 中精広 506 号により、当審議会に対して諮問された「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 委託先に対して特定個人情報ファイルの提供が発生する搬送業務委託については、現状においても、適正な方法により搬送を行っているが、東京都の委託先に対する適正な監督として、その具体的な配送方法について契約上明記することが望ましい。
- (4) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 安全管理措置に係る組織的な対応について

個人番号を取り扱う同種の事務においては、事務を取り巻く状況や課題に対する認識を所管部署間で共有し組織的に検証を行うことにより、安全管理措置を一層徹底し、改善に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成27年8月6日	諮問
平成27年8月6日から 同月7日まで	本評価書案概要説明・審議 (第7回特定個人情報保護評価部会)
平成27年8月27日	審議(第8回特定個人情報保護評価部会)
平成27年9月10日	「自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏